

ゆたへと

2007 夏号 vol. 50

さんぽ

掲載!! 研究会のご案内

(平成19年7月～19年12月)

「石綿飛散が想定される作業現場における
石綿作業環境測定とマスク効率に関する調査について」



独立行政法人 労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

産業保健研修会

のご案内 (平成19年度)

**受講費用
は無料です**

研修会参加ご希望の方は当センターにFAX (096-359-6506) していただくか、当センターホームページの「研修会参加申し込みフォーム」よりお申し込みください。
http://www.kumamoto-sanpo.jp/

研修会番号	研修日時	対象者	テーマと内容	講師
13	7月3日(火) 14:00~16:00	A	新しいセクシュアルハラスメント対策 H19.4.1から施行された改正男女雇用機会均等法の内容や、実際の職場で発生したセクシュアルハラスメントについての情報交換を行い防止対策を学ぶ	熊本労働局雇用均等室 担当官
14	7月9日(月) 14:00~16:00	A	化学物質等の表示・文書交付と有機溶剤取扱い作業の法的留意事項 H18.12.1施行された改正労働安全衛生法と守らなければならない事項について	元八代労働基準監督署 署長 藤田 泰生
15	7月12日(木) 14:00~16:00	A	O S H M S ってどんなもの 導入のメリットと実例	衛生工学衛生管理者 保健師 石原 徳一 島村 佳子
16	7月18日(水) 14:00~16:00	A	人間関係をよくするために II カウンセリングを体験してみよう・話し上手になるために	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣瀬 靖子
17	7月19日(木) 14:00~16:00	A	化学物質の危険有害性の調査方法 インターネットを活用した調査方法により、職場の化学物質の管理・安全衛生に役立つ情報を得る	熊本大学大学院 講師 永野 恵
18	7月23日(月) 14:00~16:00	A	ストレス簡易調査票の活用法 (昨年度までと同じ内容) 労働者及び職場のストレス状況を把握するための簡易調査票の活用法	明生病院 医長 古賀 幹浩
19	7月24日(火) 14:00~16:00	A	積極的傾聴法 I 積極的傾聴技法とロール・プレイングによる聴く体験を研修	元T H P 心理相談員 瀬戸 昌
20	7月26日(木) 14:00~16:00	A	職場のうつ病対策 メンタルヘルスの基礎知識と事例検討	くまもと青明病院 精神科部長 堀田 直子
21	7月27日(金) 14:00~16:00	A	産業保健スタッフ(専門職)の職務満足感(QWL)について考える I 当センターが産業保健調査研究の一環として実施してきた「産業保健スタッフのQWLの調査」と調査結果について	熊本大学大学院 教授 上田 厚
22	8月3日(金) 14:00~16:00	A	産業保健スタッフ(専門職)の職務満足感(QWL)について考える II 同上の調査結果等を材料にしてグループ討議形式で産業保健スタッフの業務のあり方について考える	熊本大学大学院 教授 上田 厚
23	8月10日(金) 14:15~16:15	A	A社での産業保健活動の取組み(安全衛生委員会と職場巡視) 実際の企業の取組みを紹介し、参加事業所間の情報交換を行う	労働衛生コンサルタント 日本産業衛生学会認定専門産業医 小柳 敦子
24	8月15日(水) 14:00~16:00	A	人間関係をよくするために III カウンセリングと精神的成長の関係	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣瀬 靖子
25	8月17日(金) 14:00~16:00	A	有機溶剤作業と労働安全衛生 有機溶剤の有害性と管理の基礎	第1種作業環境測定士 環境計量士 山口 浩一
26	8月21日(火) 14:00~16:00	C・D	あなたの会社のメンタルヘルス活動の自己採点は何点? アクションチェックリスト	保健師 産業カウンセラー 島村 佳子
27	9月3日(月) 14:00~16:00	A	粉じん作業の労働安全衛生法・じん肺法上の留意事項 粉じん作業において労働安全衛生法・じん肺法上守らなければならない事項について	元八代労働基準監督署 署長 藤田 泰生
28	9月13日(木) 14:00~16:00	A	労働衛生工学とは 労働衛生工学に求められているところ	元Y K K A P 熊本九州事業所 衛生工学衛生管理者 石原 徳一
29	9月19日(水) 14:00~16:00	A	ストレスに強くなるために 自分のためのストレス予防対策とは	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣瀬 靖子
30	9月25日(火) 14:00~16:00	A	積極的傾聴法 II ロールプレイングを通じリスニングを深める	元T H P 心理相談員 瀬戸 昌
31	9月27日(木) 14:00~16:00	A	職場のうつ病対策 メンタルヘルスの基礎知識と事例検討	くまもと青明病院 精神科部長 堀田 直子
32	10月15日(月) 14:00~16:00	A	メンタルヘルス対策～疾病編「うつ病」 意外と一般的に知られていない「うつ病」の症状に関する基礎知識	明生病院 医長 古賀 幹浩
33	10月19日(金) 14:00~16:00	A	粉じん作業と労働安全衛生 粉じんの有害性と管理の基礎	第1種作業環境測定士 環境計量士 山口 浩一
34	11月2日(金) 14:15~16:15	A	メタボリックシンドローム対策(事例検討) 増え続けるメタボリックシンドロームを職場でどう改善していくか事例を通して検討する	労働衛生コンサルタント 日本産業衛生学会認定専門産業医 小柳 敦子
35	11月8日(木) 13:30~16:30	A	主に衛生管理のための職場巡視の進め方【実地研修】 日本製紙熊本工場にお伺いして「職場巡視の進め方」を考える	元Y K K A P 熊本九州事業所 衛生工学衛生管理者 石原 徳一
36	11月13日(火) 14:00~16:00	D	快適職場ビフォー・V・s・アフター 不良作業姿勢と重筋作業	保健師 産業カウンセラー 島村 佳子
37	11月19日(月) 14:00~16:00	A	メンタルヘルス対策～疾病編「うつ病」 意外と一般的に知られていない「うつ病」の症状に関する基礎知識	明生病院 医長 古賀 幹浩
38	11月20日(火) 14:00~16:00	A	心をつかむ話の「聴き方」 聞き方の三要素、傾聴・受容・共感を理解し、心を通わせる会話の技術を研修	元T H P 心理相談員 瀬戸 昌
39	11月26日(月) 14:00~16:00	A	衛生委員会と衛生管理者の活動 H18.4.1に施行された改正労働安全衛生法の概要と日頃の衛生管理者の活動についての情報交換を行う	元八代労働基準監督署 署長 藤田 泰生
40	12月6日(木) 14:00~16:00	A	職場の安全衛生活動 参加者の各職場の改善事例について情報交換を行い、その改善にいたるまでのノウハウを学ぶ	熊本大学大学院 講師 永野 恵
41	12月11日(火) 14:00~16:00	D	自分で出来る騒音測定と評価 測定・データ処理・管理区分の出し方	保健師 産業カウンセラー 島村 佳子
42	12月12日(水) 14:00~16:00	A	職場にメンタルヘルスを根づかせるために 労働生活の質の向上・職場活力の向上・リスクマネジメント・自殺防止対策	保健師 産業カウンセラー 労働衛生コンサルタント 廣瀬 靖子
43	12月21日(金) 14:00~16:00	A	騒音作業と労働安全衛生 騒音の有害性と管理の基礎	第1種作業環境測定士 環境計量士 山口 浩一

対象者…A：問いません(どなたでも) B：産業医 C：保健師・看護師 D：衛生管理者・労務担当者等

会 場…熊本産業保健推進センター会議室

送信先FAX番号

熊本産業保健推進センター

096-359-6506

※FAX送信票等は不要です。この用紙のみを送信して下さい。

ふりがな		会社名		所属部署	
参加者氏名		連絡先住所			
希望研修会番号 (複数申込可)		連絡先電話番号		連絡先FAX番号	
連絡担当者	参加者と違う場合に記入				

も く じ

■～健康づくり～ 「腹囲測定がついにやってきます！」	
産業保健相談員（保健指導・カウンセリング） 島 村 佳 子 … 2	
■「健康診断の実施と活用について」	
産業保健相談員（労働衛生関係法令） 藤 田 泰 生 … 4	
■石綿飛散が想定される作業現場における石綿作業環境測定と マスク効率に関する調査について …………… 8	
■行政情報 「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」 と心配されている方へ …………… 10	
■熱中症にご用心 …………… 14	
■産業保健Q & A（健康診断） …………… 16	
■災害事例 その他の化学物質による中毒等（平成17年） …………… 18	
■地域産業保健センターだより 有明地域産業保健センター …………… 19	
■新着ビデオ・DVDのご案内 …………… 20	
■第38回日本職業・環境アレルギー学会総会・ 学術大会開催のご案内 …………… 21	
■産業保健関係者に対する感染症対策に関する研修会のご案内 …… 22	
■随想 忘れ得ぬこと⑧	

熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長 尾 禎 一 … 24



●表紙画

表紙画の言葉 福岡県八女郡黒木町の民家

前号で紹介した絵のすぐ近く（二軒ほど先）に、この絵の屋根だけが見えていた。民家と民家の狭い間を抜け、奥に入り込んだら、この民家が悠然と姿をあらわした。

絵に描くには久しぶりに完璧な姿での民家と遭遇した。屋根は茅葺きであるが、どうもトタンで覆ってあったらしく、それが、先の台風でトタンがほぼ飛んでしまい、二三枚がこのように残っているのである。これがまた変化を与え、格好の対象物になった。

本屋でみる、全国のかやぶき屋根の家は、どれも著名な民家である。しかし、このような極く一般の民家でありながら今に残っているものこそ、呼吸と生きている空気を感じることができる。これらはあと何年もしないうちに取り壊されるであろう。だからこそ価値があり、見逃すことができない。

何かを発見したときの感動があり、それが絵に反映される。そのため、私の絵はつい綿密に、細かい部分まで描くことになるのである。

（熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長尾 禎一）



「腹囲測定がついにやってきます！」

産業保健相談員（保健指導・カウンセリング） 島村佳子

成人病は、働き盛りの中高年に多く発症する病気の総称として長い間使われてきましたが、研究の結果その大半は長期にわたる間違った生活習慣でおこる病気だということがわかりました。その後‘生活習慣病’へと名称が改められ、子供の頃から‘正しい生活習慣’を身につけることが大変重要であることから、産業保健だけでなく学校保健においても積極的に取り組まれています。

さて、動脈硬化のリスクファクターと言えは高脂血症がよく知られていますが、最近の研究では肥満、特に内臓脂肪が生活習慣病のハイリスクであると指摘されています。

‘メタボリックシンドローム’は、まさに生活習慣病への取り組みを促進させるキーワードとして登場しました。時を同じくして、特定健診と定期健診の検査項目の見直しも行われていましたが、平成20年に向け漸くその作業も終わろうとしています。

見直しのポイントは生活習慣病予防に重点がおかれたもので、その中の一つとして腹囲測定が始まります。悲しいかな典型的な中年体形の私にとっては好ましくない検査が実施されるわけで正直‘いやだな～！’と思っています。日頃‘下腹についての脂肪（何枚肉?!）’対策にはかなり努力をしているつもりなのに。。。悔しいやら恥ずかしいやら複雑な心境なのです。このように感じているのは私だけでしょか。

腹囲測定が追加項目にあげられるまでには賛否両論の意見があったそうです。腹囲（内臓脂肪）は、BMI値より脳・心臓疾患の発症との間に関連が深いという報告が多く、メタボリックシンドロームの診断基準として採用する内科系学会も8つ程あるとのこと。この

信頼性を採ったのが賛成意見。逆に腹囲測定の‘意義と制度が不十分だ’‘プライバシーの問題も起こり易いのではないか’との不安材料を採った方が反対意見。

しかし、腹囲測定つまり内臓脂肪がもたらすハイリスクの方が反対意見を上回る重要性があるとの見解が優先し今回の見直しとなったようです。

ところで、内臓脂肪は‘皮下脂肪とどう違うのだろう’‘どのようにすれば少なくなるのだろう’と思われませんか？

内臓脂肪は、血糖の維持に重要な役割を発揮するインスリンの作用を低下させたり、血栓をでき易くしたり、血圧を上昇させたりする等、身体にとってマイナスに作用してしまう生理的活性物質を多く産生しています。皮下脂肪もある程度は産生しているそうですが代謝が活発な内臓脂肪の方が多く産生しているとのこと。

ではどうすれば出っ張ったお腹が目立たないお腹に変化するのでしょうか。手っ取り早く腹筋を強く鍛えて減らそうと考えがちですが、腹筋はついても内臓脂肪は減らないと言われています。この厄介な内臓脂肪を減らすには、脂肪を燃焼させる有酸素運動が効果的だそうです。有酸素運動を行った場合、最初に筋肉中のグリコーゲンが消費され、次に血中の脂質（遊離脂肪酸）、肝臓や脂肪細胞が放出する遊離脂肪酸が使われます。この時に皮下脂肪より代謝が盛んな内臓脂肪の方が、たくさん遊離脂肪酸を放出し脂肪が燃えると言うわけです。代謝が活発であれば溜まり易く減り易いのです。

また、ホルモン分泌の変化による脂肪の沈着も原因の一つだと言われています。男性ホ

ルモンは筋肉と内臓脂肪の両方を増加させるのに対して、女性ホルモンはその殆どが皮下脂肪を産生するのだそうです。しかし、油断は禁物！脂肪はウエスト周りが大好きなのですから。

国の長期保健事業である「健康日本21」は、栄養・運動・休養をメインに9つの分野に括られて生活習慣病予防を狙ったものです。知識の理解だけでなく毎日の行動に良い習慣が身につくようにと項目毎に具体的な数値目標が示されていて、評価年度の2010年まで残すところ3年余りとなりました。

考えてみると、元来、日本人の食文化は魚中心の粗食と季節毎の材料を上手に活かした料理が中心でした。そういう意味では、健康は自然の中で形づくられてきたと言えるのではないのでしょうか。現代は飽食時代。欧米型の食生活が当たり前になっていて間違っただけ生活習慣が浸透しています。共働きや企業戦士にとっては非常に便利なファーストフード、‘チーン’と鳴ればすぐ食べられる冷凍食品等の簡単、便利な食べ物。でもそれらが残したツケはとても大きかったということです。

私は、現役時代に‘食と運動の健康づくり教室’をしていました。お世話をする側は如何にして教室を維持するのか、活動の輪を広げるか、どのようにして日常生活の場に定着させるのか悩みの連続でした。当時の健康づくり運動は自己管理領域としての見方が強く活動費も少ない中でやらなければなりませんでした。健康意識の高い人よりリスクが重複している人達に参加してほしい訳ですが、3ヶ月1クールの運動教室は時間外の任意参加で行いますので強制力がかけられません。参加者の気持ちを考えて、簡単で費用のかからない、しかも継続の弾みとなる効果確認の方法を考えついたのが参加者同士で行うボディ測定でした。ウエストや首まわり等自分で敏感に自覚することができる部位を測定しよう

というものでした。データも自分で記録票に記入してもらい、モチベーションが上がるように務めていました。時には相互交流を図ったりしながら絆づくりも大切にしていました。

ここで、改善の要点を少し話しますと、‘食’については、一汁一菜の粗食にとまでは言いません。たまには季節感のある食材料理を家族一緒に食卓を囲むというような食習慣（孤食は避けて）が望まれます。‘運動’については、運動習慣の基準が1回20分～30分以上、週3回以上、1年以上継続していることという3つの要件がありますが、これを気にする余り途中で挫折してしまう人も出てきます。大切なのは、トータルの有酸素運動ですから、30分を1回でも良いですが10分を数回細切れに行っても良いとされています。細切れの方がその効果は大とも言われていますので気楽な気持ちで知らないうちに習慣化する場合もあるのではないのでしょうか。要は、仕事の時もプライベートの時も‘できるだけ歩く’ことを意識化することが大切です。私事ですが、以前は郊外に向かってマイカー通勤、今は市内へ向かって公共交通機関利用。毎日歩くことが増えた健康になったように思います。時間にゆとりがある時などは、ひと駅手前で降りて意識して早足歩きに努めています。‘休養’については、仕事にメリハリをつけ計画性を持って仕事を進める等身体だけでなくストレスと上手く付き合いながら生活が送れるようになることが大切です。ライフスタイルをもう一度見直してみて定年後のライフプランも考えておくことも特にこれから先は重要になるのではないかと思います。上手に60歳、70歳、80歳を乗り越えていきたいものです。

最後に、腹囲測定を嫌がってなんかいないで健康づくりのバロメーターとして手軽に測定しながら健康づくりに励みたいと思います。



「健康診断の実施と活用について」

産業保健相談員（労働衛生関係法令） 藤 田 泰 生

1、最近の労働衛生事情を見ると、仕事上のストレスや悩みを持って生活している人の割合が非常に高くなってきています。少し古いデータですが、平成14年の「労働者健康状況調査」によると、全国で仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、ストレスを感じながら働く人の割合が61.5%を占めるという結果が出ています。

働く人の健康状況を見ると、熊本県における平成18年の定期健康診断結果報告の有所見率は52.6%で、全国平均の49.8%を上回り、平成11年以降連続して全国平均を上回る状況が続いております。

検査項目別に見ると、血中脂質、肝機能、血圧、血糖等いわゆる生活習慣病に関連した項目の有所見率が年々増加する傾向にあります。

また、熊本県における平成17年の特殊健康診断結果報告では法定の特殊健康診断と行政指導による特殊健康診断をあわせ、有所見率の高い順に 騒音作業15.47%、VDT作業13.8%、有機溶剤業務8.88%、電離放射線業務8.52%となっております。全国平均との比較では、この中では騒音作業だけが全国より低く、他は全国より高い有所見率となっております。

さらに、長時間労働による働き過ぎが原因で脳・心臓疾患を発症し突然死亡するという過労死やうつ病になり自殺するということが大きな社会問題となっております。

2、事業場では、働く人たちが健康で快適に働けるように職場の環境を管理し、労働時間等の労務管理を適切に行わなければなりません。

労働者の健康状態がどんな状態にあるかということを確認しておくことは、労働衛生管理を行う上で大切なことであります。

労働安全衛生法第66条第1項には、「事業者は、労働者に対し医師による健康診断を行わなければならない。」という原則が定められています。

職場における健康診断の目的は、職場において健康を阻害する諸要因による健康影響を早期に発見すること、労働者の総合的な健康状況を把握すること、労働者がその作業に就いてよいか（就業の可否）、その作業に引き続き従事してよいか（適正配置）等を判断するために行うものです。

さらに、健康診断は労働者の健康状況を経時的变化（毎年定期に実施することで判る）を含めて総合的に把握した上で、労働者が常に健康で働けるように保健指導、作業管理、作業環境管理にフィードバックしていくものです。ですから、健康診断を実施したというだけでは十分ではありません。健康診断実施結果を分析して、異常の所見があると診断された労働者については、再検査や精密検査を受けるよう勧め、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かなければなりません。そして労働者個人ごとにきめ細かな保健指導を行い、最近特に多くなってきたメタボリック症候群の危険性のある労働者に対しては、食事や運動といった日常生活面にまで保健指導を行い、労働者が健康で働けるようにすることが、企業にとってもプラスになるし、労働者にとっても健康が保てるというメリットが生まれること

になります。健康診断の実施結果については、一般健康診断、特殊健康診断とも、異常所見の有無に係わらず、労働者各人に対し通知しなければなりません。

分析の結果、作業環境が労働者の健康に影響していると判断された場合には、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業方法の改善、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じたり、作業環境の測定、施設・設備の設置・整備・改善等、その作業環境を改善し、労働者が健康で快適に働ける職場に改善する必要があります。

- 3、どのような健康診断をするかということ
は、具体的には政令や各省令（例えば労働安全衛生規則）に規定されております。

一般健康診断については、

雇入れ時の健康診断

（労働安全衛生規則第43条）

定期健康診断（労働安全衛生規則第44条）

特定業務従事者の健康診断

（労働安全衛生規則第45条）

海外派遣労働者の健康診断

（労働安全衛生規則第45条の2）

結核健康診断（労働安全衛生規則第46条）

給食従事者の検便

（労働安全衛生規則第47条）

自発的健康診断

（労働安全衛生法第66条の2）

が労働安全衛生規則に規定してあります。

特殊健康診断については、

じん肺健康診断

（じん肺法第3条、第7～第9条の2）

有機溶剤健康診断

（有機溶剤中毒予防規則第29条）

鉛健康診断（鉛中毒予防規則第53条）

電離放射線健康診断

（電離放射線障害防止規則第56条）

特定化学物質健康診断

（特定化学物質障害予防規則第39条）

高気圧健康診断

（高気圧作業安全衛生規則第38条）

四アルキル鉛健康診断

（四アルキル鉛中毒予防規則第22条）

歯科健康診断（労働安全衛生規則第48条）

石綿健康診断（石綿障害予防規則第40条）

行政指導による健康診断については、30業務について健康診断を実施するように指導されており、主な健康診断として、VDT作業健康診断、振動健康診断、腰痛健康診断、騒音健康診断等があります。

- 4、どんな労働者に対して健康診断を実施する必要があるかということ、一般健康診断については、常時使用する労働者に対して行わなければならないとなっております。特殊健康診断や行政指導による健康診断については、その特定の業務に常時従事する労働者に対して行わなければならないとなっております。常時使用する労働者とは、イ 期間の定めのない契約により使用される者、更新により1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上使用されている者 ロ 短時間労働者（その者の1週間の労働時間数が、事業場の同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者）となっております。

- 5、実施時期や回数は各健康診断によって、例えば一般健康診断では「雇入れるとき」「1年以内ごとに1回、定期に」等と、特殊健康診断では「雇入れの際又は当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に」等と規則ごとに規定されております。

- 6、費用については、法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、定期健康

診断、特殊健康診断とも一次健康診断の費用は事業者が負担すべきものと解釈されております。

7、健康診断に要した時間の賃金は、一般健康診断については、一般的な健康の確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との因果関係において行われるものではないので、その受診のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく、労使協議して定めるべきものですが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい。特殊健診は業務遂行にからんで当然実施しなければならない性格のものであり、所定労働時間内に行われるのを原則とし、実施に要する時間は労働時間であり、時間外に行われた場合は、当然割増賃金を支払わなければならないと解釈されております。

8、健康診断を実施するに当たって

- (1) 実施日時の設定は、業務計画の中に組み込んで労働者全員が受診出来るようにすることが重要です。
- (2) 実施当日には、効率的に時間をずらして何班かに分かれて受診する等、なるべく事業場の業務に支障が出ないような工夫をして下さい。
- (3) 全員が受診出来るように準備をしておいても、どうしても受診出来ない人が出てまいります。健診当日受診できなかった者に対する措置としては、予備日を事前に予定しておく場合と未受診者の数が確定してから健康診断実施機関と打ち合わせて受診日を決める場合とがありますが、どちらかの措置をして、確実に全員受診させること。未受診者をそのままに

しておかないことが大切です。

- (4) 健康診断実施日までに、健康診断個人票を全員分作成し、健康診断実施機関に渡して、法定の項目を全て受診させること。省略の出来る項目と対象者については、担当の医師と打ち合わせを行い、スムーズに受診出来るように準備をしておくことも必要です。

9、健康診断ごとの留意事項

(1) 雇入れ時の健康診断

常時使用する労働者を雇入れる際には、次の項目について医師による健康診断を行わなければなりません。

1、既往歴および業務歴の調査、2、自覚症状および他覚症状の有無の検査、3、身長、体重、視力および聴力の検査をはじめ11項目の検査や測定をしなければならず、健康診断項目の省略等はありません。但し、雇入れ前3ヶ月以内に健康診断を受け、診断結果の証明書を提出すれば、その項目については省略することができます。義務教育在学中又は卒業予定者（15歳以下）は、学校で健康診断を受けた者は省略でき、それ以外の15歳以下の者は医師の判断等で省略可能です。この健康診断の目的は労働者の適正配置、入職後の健康管理の基礎資料に資するためのものです。

事業者の中には雇入れ時の健康診断と採用選考時の健康診断を混同している例も見受けられるので間違わないようにして下さい。

(2) 定期健康診断

常時使用する労働者に対し1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を行わなければなりません。健康診断項目は胸部X線検査の項目に喀痰検査が追加された他は雇入れ時の健康診断と同じで

す。貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査については医師が必要でないと認めた者は検査を省略することができます。この健康診断は、職場において健康を阻害する諸要因による健康影響を早期に発見し、総合的な健康状況を把握すること、またその作業に引き続き従事してよいかを判断するものです。

(3) 特定業務従事者の健康診断

深夜業、坑内労働等の特定業務（安衛則第13条1項2号の業務（14業務））に従事する労働者には、6月以内ごとの1回、定期的に健康診断を行わなければなりません。健診項目は定期健康診断と同じ項目です。胸部X線検査は1年に1回定期に行なえばよいことになっています。貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査については、前回（6月以内）その検査項目について健診を受けた者は、医師が必要でないと認めたときは省略することができます。

(4) 海外派遣労働者の健康診断

海外に6月以上派遣しようとする労働者及び6月以上の海外勤務を終了し国内業務に従事する労働者に対し定期健診の項目と大臣が定める項目（腹部画像検査（胃部X線検査、腹部超音波検査）、血液中の尿酸の検査、B型肝炎ウィルス抗体検査、（派遣時）ABO式及びRh式血液型検査、（帰国時）糞便塗抹検査）のうち医師が必要であると認める項目について健康診断を行わなければなりません。

定期健診、特定業務従事者健診等を6月以内に受けた者はその項目を省略できることになっています。身長（20歳以上）、喀痰の検査は医師が必要でないと認めるときは省略できることになっています。

(5) 自発的健康診断

常時使用される労働者であって、過去6月間に平均して1月当たり4回以上深夜業に従事した労働者は、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出することができます。

この規定は、自己の健康に不安を有する深夜業従事者であって事業者の実施する特定業務従事者健康診断を待てない者が自らの判断で受診した健診結果を事業者提出した場合、事業者は特定業務健診と同様の事後措置等を講ずることを義務付けたものです。（熊本産保推進センターにおいて「自発的健診受診支援助成金制度」の助成を行なっております。7,500円を限度に費用の4分の3を助成します。）

10、労災保険による二次健康診断

定期健康診断で、脳・心臓疾患の発生に関連する検査項目で、異常所見が認められる場合、労災保険で、二次健診と医師による特定保健指導を受けることができます。その条件は、

イ、1次健診で次の4つの検査の全てに異常所見が認められた者

①血圧②血中脂質③血糖④肥満度

ロ、脳・心臓疾患の症状を有していないこと

です。但し、病院は労災病院か労災指定病院で受診することになります。

詳しくは、最寄の労働基準監督署の労災補償係にお尋ね下さい。

石綿飛散が想定される作業現場における石綿作業環境測定とマスク効率に関する調査について

岡山産業保健推進センターでは石綿除去作業に従事する労働者がマスクを正しく装着しているかどうかマスクのもれ率を測定する調査研究を平成18年度に行い、その結果を新聞発表しております。

[調査の目的]

石綿は平成18年9月より使用等が全面禁止となりましたが、石綿が使用されている家屋の解体作業や石綿除去作業等においては、今後も、作業に従事する労働者は高濃度の石綿粉じんを含む作業環境の中で作業を行うため、石綿粉じん吸入の危険があることが危惧され、マスクなどの保護具を労働者が装着することが不可欠であります。

しかし、マスクの使用方法が適切でない場合は労働者を石綿のばく露から保護することはできないため、その正しい使用方法を指導する必要があり、作業現場における実態を把握するため、岡山産業保健推進センターにおいて平成18年度に調査が行われました。

[調査の概要]

1. 調査期間は平成18年4月から平成19年3月まで。
2. 岡山県及び近県の除去作業等を行っている20現場、うち建設業労働災害防止協

会の「建築物の解体等工事における石綿粉じんばく露防止マニュアル」でレベル1に分類される「石綿を含有する吹き付け材が使用された建築物等の解体等」の現場17、及びレベル2に分類される「石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用された建築物等の解体等」の現場3において行われました。

3. 対象者はレベル1の労働者97名とレベル2の労働者18名の計115名でした。
4. マスクのもれ率については、作業開始前に作業場で大気中に浮遊する一般粉じんを対象として測定されました。
5. レベル1の現場17箇所において作業室内の石綿濃度の測定を29回、レベル2の現場3箇所ですべて5回測定されました。

[結果の概要]

1. レベル1の現場で作業に従事する労働者のマスクもれ率は平均5.6%、レベル2の現場では平均3.4%でした。
2. もれ率が5%以上の労働者の中で、髪の毛やタオル、防護服フードをマスクと顔面との間に挟んでいた、めがねを使用していた等不適切な装備をしていた人7人（平均もれ率19.4%）に対しては、マスクの適切な使用方法を指導し、再測定した結果、もれ率が平均2.5%まで低下

し、適切な指導により改善することが認められました。

3. マスクは作業に応じて空气中石綿濃度を参考に有効なものを選択する必要がありますが、呼吸時に面体内が陽圧となる電動ファン付マスクのもれ率は他のマスクより一桁以上低い値となるものが多く見られました。

[考 察]

今後のもれ率を可能な限り少なくするようマスクの選択、管理、マスクの装着法についてさらに周知徹底が必要と考えられます。

山陽新聞 朝刊

平成19年5月11日

解体現場 マスクの不適切 着用で石綿吸引

岡山の独立行政法人調査

独立行政法人・岡山産業保健推進センター（岡山市下石井）は十日、アスベスト（石綿）を使った建物の解体を行う作業員のうち六人に一人が、防じんマスクの不適切な

四月から〇七年三月にかけて、岡山、広島、香川、徳島、兵庫五県の作業現場二十カ所で作業員計百十五人を調査。センサーでマスク内部と周囲の空气中的石綿濃度を比較し、マスクの漏れ率を計測した。

1%未満が六十七人で最多だったが、1〜5%未満は二十四人、5〜10%未満が五人、10%以上も十九人（全体の17%）に上り、うち三人は50%を超えていた。

原因別は、「留め具の締め忘れや締め方が緩い」（六人）、「髪でマスクと顔の間にすき間がある」（三人）、「眼鏡の上からマスクを着用している」（二人）など、不適切な着用が目立った。

石綿濃度は現場によっ

（伊東圭一）

行政情報

「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」

と心配されている方へ

石綿にさらされる作業に従事していた方については、将来、肺がん（原発性）や中皮腫等の健康被害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については、石綿との因果関係が強く指摘されています。

また、これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、肺がん（原発性）で15～40年、中皮腫で20～50年との特徴があります。

「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」、「作業で石綿製品を取り扱っていたのでは？」と心配されている方は、作業の内容や取り扱っていた石綿製品を確認していただき、相談窓口でご相談されることをお勧めします。

1 石綿にさらされる作業に従事していたことはありますか？

石綿にさらされるおそれがある作業例は下記のとおりです。

なお、ここに掲載している作業例がすべてということではありません。

- 石綿鉱山・石綿製品の製造に関わる作業
- 石綿や石綿含有岩綿等の吹きつけ・張りつけ等作業
- 石綿原綿または石綿製品の運搬・倉庫

内作業

- 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
- 造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
- 船に乗り込んで行う作業（船員 その他）
- 建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
- 解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
- 港湾での荷役作業
- 発電所・変電所・その他電気設備での作業
- 鉄鋼所または鉄鋼製品製造に関わる作業
- 耐熱（耐火）服や耐火手袋等を使用する作業
- 自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
- 鉄道等の運行に関わる作業
- ガラス製品製造に関わる作業
- 石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
- 清掃工場または廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
- 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
- レンガ・陶磁器・セメント製品製造に

関わる作業

- 吹きつけ石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（教員 その他）
- エレベーター製造または保守に関わる作業
- ランドリー・クリーニングに関わる作業
- ガスマスクの製造に関わる作業
- 上下水道に関わる作業
- ゴム・タイヤの製造に関わる作業
- 道路建設・補修等に関わる作業
- 映画放送舞台に関わる作業
- 農薬・バーミキュライト等を扱う作業
- 酒類製造に関わる作業
- 消防に関わる作業
- 歯科技工に関わる作業
- 金庫の製造・解体に関わる作業
- その他の石綿に関連する作業
- タルク等石綿含有物を使用する作業

出典：石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会「石綿ばく露歴把握のための手引」より抜粋

2 取り扱っていた石綿製品はありますか？

石綿製品例は下記のとおりです。

- 石綿原綿（わた・繊維）、石綿吹きつけ材
- 石綿フェルト、石綿保温材・煙突材
- 石綿含有屋根材、石綿紙
- 石綿セメント管・石綿パイプ、石綿含

有ボード（外壁材・内装材）

- 石綿パッキング・ガスケット、石綿織物・布・ひも・テープ・リボンなど
- 石綿含有塗料・石綿含有シーリング材・石綿含有接着剤、石綿含有摩擦材（ブレーキパッドなど）
- その他の石綿製品

出典：石綿に関する健康管理等専門家会議マニュアル作成部会「石綿ばく露歴把握のための手引」より抜粋

3 日常生活における症状はありますか？

石綿にさらされる作業に従事した方に、次のような日常生活における症状が認められるときには、医療機関等にご相談されることをお勧めします。

- 息切れがひどくなった
- せきやたんが以前に比べて増えた
- たんの色が変わった
- たんに血液が混ざった
- 顔色が悪いと注意された
- 爪の色が紫色に見える
- はげしい動悸がする
- 風邪をひいて、なかなか治らない
- 微熱が続く
- 高熱が出た
- 寝床に横になると息が苦しい
- 食欲がなくなった場合や急にやせた
- やたらに眠い

4 石綿自記式簡易調査票について

石綿にさらされた状況については、ご自分で判断することは難しいものです。次ページの「石綿自記式簡易調査票」により、石綿のばく露の有無等について簡単にチェックできます。チェック後、当該調査票を持参し、下記の相談窓口や石綿関連疾患に詳しい医療機関に相談されることをお勧めします。

◆相談窓口のご案内

○アスベスト疾患センター

(熊本労災病院 0965-33-4151)

5 労災補償制度等とは？

肺がん（原発性）や中皮腫等を発症し、それらが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付を受けることができます。また、労災保険の遺族補償給付の支給を受ける権利が時効により消滅したご遺族

の方は、特別遺族給付金を受けることができます。

なお、詳細については、熊本労働局労災補償課（096-355-3183）、または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

6 健康管理手帳制度とは？

石綿を製造又は取り扱う業務に従事した方で、健康診断等の結果、一定の所見が認められた方には、離職後、都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関において、健康診断を6か月に1回、無料で受けることができます。

なお、詳細については、熊本労働局安全衛生課（096-355-3186）にご相談ください。



石綿自記式簡易調査票

記入日： 年 月 日

お名前

A. あなたは、今まで下記の作業をしたり、その周辺で作業をしたことがありますか。アルバイトなどの短期間の作業も含め、当てはまるすべての□にレ印をつけてください。石綿関連作業かどうか判らない場合も、21と合わせてレをつけてください。

- 1□ 石綿鉱山での作業、石綿製品の製造に関わる作業
- 2□ 石綿や石綿含有岩綿等の吹きつけ・張りつけ等作業
- 3□ 石綿原綿または石綿製品の運搬・倉庫内作業
- 4□ 配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
- 5□ 造船所内の作業（造船所における事務職含めた全職種）
- 6□ 建築現場の作業（建築現場における事務職含めた全職種）
- 7□ 解体作業（建築物、工作物、石綿含有製品等）
- 8□ 港湾での荷役作業
- 9□ 発電所・変電所・その他電気設備での作業
- 10□ 鉄鋼所または鉄鋼製品製造に関わる作業
- 11□ 自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業
- 12□ 鉄道等の運行に関わる作業
- 13□ ガラス製品製造に関わる作業
- 14□ 石油精製工場、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
- 15□ 清掃工場または廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
- 16□ 電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
- 17□ レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
- 18□ その他石綿に関連する作業（_____）
- 19□ タルク等石綿含有物を使用する作業（_____）
- 20□ 作業内容を覚えていない時期がある。
- 21□ 石綿に関連する仕事かどうか分からない。

注、工作物とは、居住空間とならない建物
(立体駐車場・橋・トンネルなど)

注、船舶の製造、整備等
は5に該当

B. あなたのご家族は下記のことを経験していますか。当てはまるすべての□にレ印をつけてください。

- 1□ 家族が石綿関連の仕事についており、道具や作業着・マスクを家に持ち帰っていた。
(具体的に：夫、妻、兄弟姉妹、祖父母などが、_____の仕事をしていた。)
- 2□ 石綿に関する作業が、自宅で行われた（自分が作業をしていない場合も含みます）。
(具体的に：_____)
- 3□ わからない。

C. あなたは、下記の場所の近くに住んだこと、近くの学校や職場に通っていたことはありますか。また、吹きつけ石綿のある建物で過ごされたことがありますか。当てはまるすべての□にレ印をつけてください。

※「近く」は感覚的にご本人が近いと思った場合で結構です。

- 1□ 石綿工場・鉱山の近く
- 2□ 造船所の近く
- 3□ 建材物置場の近く
- 4□ 自動車修理工場の近く
- 5□ 廃棄物の回収事業場・処分場の近く
- 6□ 吹きつけ石綿のある建物（保育園、幼稚園、学校その他の教育施設、職場、自宅等）
- 7□ わからない。

D. あなたは、石綿が使われている製品を20秒程度の間にいくつ思い浮かべることが出来ますか。

- 1□ 3つ以上 2□ 2つ 3□ 1つ 4□ 0（製品名：_____）

熱中症に

1 熱中症とは

熱中症とは、高温の環境下で体温調節や循環機能などに障害が起こる病気で、症状などにより次のように分類されます。

熱射病



熱中症の中では致死率が高く、緊急の治療を要する。突然意識障害に陥ることが多い。発症前にめまい、悪心、頭痛、耳なり、いらいらなどがみられ、嘔吐や下痢を伴う場合もある。

体温調節機構の失調、体温又は脳温の上昇を伴う中枢神経障害が原因と考えられている。

熱けいれん



四肢や腹部の筋肉の痛みを伴い、発作的にけいれんを起こす。作業終了時の入浴中や睡眠中に起こる場合もある。

大量の発汗による塩分喪失に対し、塩分を補給しなかったことにより起こる。

熱虚脱



全身倦怠、脱力感、めまいがみられる。意識は混濁し、倒れることもある。

高温暴露が継続し、心拍増加が一定限度を超えた場合に起こる。

熱疲労はい

初期には、激しい口渇、尿量の減少がみられる。めまい、四肢の感覚異常、歩行困難がみられ、失神することもある。

大量の発汗で血液が濃縮することによる心臓の負担増大や血流分布の異常により起こる。



2 熱中症を防ぐには

直射日光により高温環境となる屋外作業場所などでは、熱中症を予防するため以下の事項を守ってください。

① 作業環境の面から

- 日除けや通風をよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
- 水分、塩分の補給のためのスポーツドリンクなどや身体を適度に冷すことのできる氷、冷たいおしぼりなどの物品などを備え付ける。
- 作業中の温湿度の変化がわかるよう、温度計、湿度計等を設置する。
- 日陰などの涼しい場所に休憩場所を確保する。

ご用心



② 作業の面から

- 十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。
- 作業服は吸湿性、通気性の良いもの、帽子は通気性の良いものを着用する。

③ 健康の面から

- 健康診断結果により、作業者の健康状態をあらかじめ把握し、産業医等による健康指導を行うなど適切な事後措置を講じておく。
- 作業開始前はもちろん、作業中も巡視などにより作業者の健康状態を確認する。



④ 教育等の面から

- 作業者に対し熱中症及びその対策などについて教育を行っておく。
- 気温の上昇等が予想される時には、朝礼等において作業者に注意を促す。

3 救急措置

作業開始前にあらかじめ緊急連絡網を作成し、関係者に知らせておいてください。また、作業現場の近くの病院や診療所の場所を確認してください。

熱中症は、早期の措置が大切です。少しでも異常が見られたら下記の手当を行ってください。それでも体温が高いなど、症状が回復しない場合は、すぐに医師の手当を受けてください。

手当の方法

- 涼しいところで安静にする。
- 水やスポーツドリンクなどの水分をとらせる。
- 体温が高いときは、裸体に近い状態にして、冷水をかけながら扇風機の風をあてる。氷等の冷たいものでわきの下や大腿のつけ根を冷やすなど体温の低下をはかる。



健康診断

Q 会社の健診拒否して個人で受けたが
 当社では、定期健康診断の際には、一定期限内に会社指定の健康診断機関で各自で受診するように促しています。個々の従業員が、仕事の状況に併せて所属長に報告すれば、適宜に受診できるという形です。受診の費用については、もちろん会社負担であり、受診で職場を離れた時間分の賃金を支払わないなどということもありません。しかし、「この方法では納得できない」として健康診断を受診しない者がいます。先日は、そのように受診を断った者が、会社を休んで別の医療機関で自主的に健康診断を受けてしまいました。この場合も、健康診断にかかった費用を会社が負担しなければならないのでしょうか。また会社を休んだため、これを欠勤日として扱ってよいのでしょうか。

A 受診の結果を証明する書面の提出を
 健康診断は、事業者を実施義務があり、労働者には受診義務があります。そうしたなかで、本人が会社の実施方法に不満を持って受診を拒否することには、実施方法そのものに問題がない限り、健康診断に対する、“理解不足”があるのでしょうか。まずは、その従業員の方には、健康診断の受診義務があることを説くとともに、健康診断の本来の意味——自分自身のため、家族のためであることなどを十分に理解させることが必要でしょう。

基本的に、御社が行っている健康診断の実施方法には特別問題があるとは考えられません。むしろ、仕事の実情などには理解がある方法と見ることもできるでしょう。健康診断の趣旨を理解させるとともに、どこが納得いかないのか本人に聴くなどして、コミュニケーションをとっていくことも意義はあるでしょう。

さて、それでも納得できず、ご質問のように本人が個別に健康診断を受診したとします。そうした場合には、健康診断の結果を証明する書面を提出するように促してください。労働安全衛生法第66条第5項では、労働者の健康診断の受診義務を定める一方で、例外として次の一項を設けています。

「事業者が指定した医師又は歯科医が行なう健康診断を受ける事を希望しない場合において、他の医師又は歯科医の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない」

つまり、法定項目どりの健康診断結果が提出された場合には、その健康診断は正規の健康診断を行ったとみなすのです。この場合、法で明言されてはいませんが、正規の健康診断と同様に、要した費用は負担すべきものと考えなくてはならないでしょう。仮にそうした書面の提出も拒否しているのであれば、単に会社の健康診断を拒んでいるというだけのことで、その費用についてまで、事業者には負担する義務があるとは言えません。

ところで、欠勤扱いは可能かとのご質問ですが、行政通達（昭47・9・18基発第602号）は、次のような解釈を示しています。

「一般健康診断は、一般的な健康確保を図ることを目的として事業者による実施義務を課したものであり、業務遂行との関連で行われるものではないので、その受診のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく（中略）労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいこと」

従って、前述したように健康診断結果を提出し、事業場が行う健康診断と同様に見られるケースでは、欠勤扱いまでは如何なものかと考えます。逆に書面の提出もなく、ただ「健康診断に行ったらしい」というだけでは、他の労働者との兼ね合いからも、欠勤扱いもやむなしと言えましょう。

なお、健康診断の受診に要した時間の賃金に関して、前出の通達は、例えば特殊健康診断——特定な有害業務に従事する労働者に対する特別な健康診断に関して、次のような見解を示しています。

「いわゆる特殊健康診断は、事業の遂行に絡んで当然実施されなければならない性格のものであり、それは所定労働時間内に行われるのを原則とすること。また、特殊健康診断の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該健康診断が時間外に行われた場合には、当該割増賃金を支払わなければならないものであること」

現在、生活習慣病は社会問題になっており、事業場における健康管理には社会的にも期待がかけられています。その基本となる健康診断は、一般の定期健康診断と言えども「事業の遂行に絡んで」いるものと考えたいところです。ですから事業場は、賃金も含めて費用負担には消極的にならず、また、労働者も積極的に受診したいものです。そのためには、経営トップ及び労働者自身の、健康への理解こそ重要と言えるのです。

Q

当社では、パート労働者を多数雇用しておりますが、一般健康診断を実施する場合、このパート労働者が「常時使用する労働者」に該当するかどうか教えてください。

A

パート労働者等の短時間労働者が「常時使用する労働者」に該当するか否かについては、平成5年12月1日付け基発第663号通達で示されています。

その中で、一般健康診断を実施すべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の①と②のいずれの要件をも満たす場合としています。

①期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者であっても、更新により1年以上使用されることが予定されている者、及び更新により1年以上使用されている者（なお、特定業務従事者健診（安衛則第45条の健康診断）の対象となる場合は、6カ月以上使用されることが予定され、又は更新により6カ月以上使用されている者）は対象となります。

②その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

上記の①と②のどちらも満たす場合、常時使用する労働者となりますが、上記の②に該当しない場合であっても、上記の①に該当し、1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の概ね2分の1以上である者に対しても一般健康診断を実施するのが望ましいとされています。

Q

当社では、高年齢労働者が多く高血圧症、高脂血症、糖尿病などの有所見者が増加しています。最近、脳・心臓疾患で過労死等された方が労災認定されたというニュースを聞きましたが、その中で、こうした脳・心臓疾患の発症を予防するために設けられた労災保険給付制度があると報道されましたが、どのような制度でしょうか。また、事業者としてこのような労働者に対してどのように対処すべきでしょうか。

A

近年、定期健康診断による有所見者が増加する中、業務によるストレス、過重な労働により脳・心臓疾患を発症し、死亡や重篤な後遺障害が残るケースが増えています。

脳・心臓疾患については、発症前の段階における予防が効果的であるとされていますので、平成13年度より労災保険給付制度を拡充し、脳・心臓疾患発症リスクの高い所見を有する労働者を対象に、その発症予防を図るため「労災二次健康診断等給付制度」が創設されました。

この制度は、定期健康診断等の健康診断のうち、直近の一次健康診断の結果、①血圧検査、②血中脂質検査、③血糖検査、④肥満度の4つすべてに異常所見があり、脳・心臓疾患を発症していない労働者に対して、その者の請求により一次健康診断後3ヶ月以内に①空腹時の血中脂質検査、②空腹時の血中グリコース量検査、③ヘモグロビンA_{1c}検査、④負荷心電図検査又は心エコー検査、⑤頸部エコー検査、⑥微量アルブミン尿検査の「二次健康診断」を1年度につき1回無料で受診できる制度であり、その結果に基づき医師、保健師の面接による保健指導（「特定保健指導」という。）も無料で受けられます（手続きの詳細は、労働局に問合せ下さい。）。

事業者は、受診労働者から提出された二次健康診断結果に基づき、労働安全衛生法第66条の4、5に定めるところにより産業医等から意見聴取した上で、必要がある場合は、労働時間の短縮などの就業上の措置を講じることになります。

災害事例

その他の化学物質による中毒等（平成17年）

発生日	業 種	被災状況	原因物質	発 生 状 況	発 生 原 因
1月	輸送用機械等製造業	中毒1名	N,N-ジメチルアセトアミド	被災者が鋳造金型の洗浄作業のため、N,N-ジメチルアセトアミドを主成分とする洗浄剤を5ヶ月間日常的に使用していたところ、急性肝炎となったもの。被災者は呼吸用保護具等の保護具を着用し、作業場には換気設備も設置されていたが、換気能力不足のため、室内に滞留した当該物質にばく露し続けたものと考えられる。	換気不十分
2月	その他の事業	薬傷1名	ペルメトリン（シロアリ薬剤）	木造建築物におけるシロアリ防除作業を被災者を含む2名で行い、一人がシロアリ薬剤（主成分：ペルメトリン）を噴霧器で吹き付けている付近で、被災者が当該薬剤の塗布作業を行っていたため、当該物質にばく露したもの。被災者らは保護眼鏡を着用しておらず、当該建築物がリフォーム中であったため、窓枠、扉等にはシートが張っており、自然換気も十分でなかった。	安全衛生教育未実施 保護眼鏡未着用 換気不十分
3月	化学工業	中毒1名	過酸化ベンゾイル	過酸化ベンゾイルの混合物を製造する工場に設置されているろ過槽のろ布の取り替え作業を、被災者を含む2名の作業者が行った際に、ろ布を固定しているビスをドライバーで取り外した時に白煙が噴出した。被災者がこの白煙の発生を止めるために消化ポンプで放水を行っている最中に、当該白煙を吸入したもの。被災者は呼吸用保護具を着用していなかった。	安全衛生教育不十分
4月	清掃・と畜業	中毒1名	過酸化水素	宿泊施設の室内において、被災者が過酸化水素含有の洗浄剤を用いて室内の洗浄作業を行っていた際に、過酸化水素蒸気を吸入したもの。当該作業時において、室内の入り口及び窓は開放されていたが、換気設備は設置されておらず、被災者は呼吸用保護具を着用していなかった。	換気不十分 危険有害性の認識不足 安全衛生教育未実施
4月	その他の建設業	薬傷3名	水酸化ナトリウム	製鉄所構内の工場において、鋼板の酸化膜の除去に使用するソルトバス槽の更新工事において、被災者らが槽内の水酸化ナトリウムを主成分とする固化物の粉碎、除去作業を行っていた際に化学火傷をおったもの。被災者らはゴム手袋等の有効な保護具を着用していたが、保護具の隙間から水酸化ナトリウムが侵入し、皮膚に接触したもの。	危険有害性の認識不足
4月	その他の接客娯楽業	中毒1名	イソプロピルフェノール	ゴルフ場メンテナンス部門の控え室において、被災者はエポキシ樹脂を用いてゴルフカートの補修作業を行っていたが、当該樹脂の硬化を早めるためヒートガンを用いて樹脂の乾燥を行っていたところ、当該樹脂からイソプロピルフェノール等が発生し、吸入したもの。被災者は手元の換気を行っていたが、換気装置の風向きが被災者の方向に向いていた。また、呼吸用保護具は使用していなかった。	換気不十分 呼吸用保護具未着用
5月	その他の建設業	中毒3名	フルオロカーボン（1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン）	地盤凍結実験用のため坑に設置された凍結管に、被災者らが不凍液（フルオロカーボン含有）を充填している際に、付近の配管のジョイント部から不凍液が漏洩した。被災者らが呼吸用保護具を着用せずに、ポリバケツで不凍液の回収作業を行ったため、フルオロカーボンを吸入した。	呼吸用保護具未着用 危険有害性の認識不足
6月	その他の商業	薬傷11名	水酸化ナトリウム	48%水酸化ナトリウム水溶液をタンクから栈橋に停泊中の貨物船に配管を通じて搬送している最中に、船内にて水酸化ナトリウム水溶液が漏洩したため、自動閉鎖装置が稼働して船側のバルブが急に閉鎖された。その結果配管内が高压となったため配管が破損し、水酸化ナトリウム水溶液が噴出し、これを栈橋周辺で作業を行っていた被災者らが浴びたもの。	非常時の作業標準未策定
7月	化学工業	中毒19名	2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン等	当該事業場において、2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オンの50%水溶液の製造作業に従事していた被災者らが、当該物質又はその製造過程において発生する中間体に接触・吸入して被災したもの。当該製造過程において、被災者らは、呼吸用保護具を着用せず、また、原因物質に有効でない保護手袋を用いるなど、不適切な保護具を着用して作業にあたっていた。	危険有害性の認識不足 安全衛生教育不十分 不適切な保護具の使用 換気不十分
10月	清掃・と畜業	薬傷5名	ケイ酸メチル	工場内において、被災者らがケイ酸メチルが残存したドラム缶の開封及び洗浄作業を行った際に、当該物質の蒸気により目を負傷したもの。当該作業時において、工場内の窓や扉は閉め切られており、換気が不十分な状態にあった。	換気不十分 保護眼鏡の未使用 危険有害性の認識不足

地	域	産	業	保	健
セ	ン	タ	ー	だ	よ
					り

有明地域産業保健センター

<はじめに>

有明地域産業保健センターは、平成8年5月に玉名郡市と荒尾市の両医師会が熊本労働局の委託を受けて開設され、今年で11年目を迎えております。

現在は、前田利為センター長（玉名郡市医師会長）のもとで事業を進めておりまして、その活動区域は、玉名労働基準監督署の管内である玉名郡市と荒尾市となっております。この地域で主に知られているものに、玉名温泉・荒尾梨・横島イチゴ・天水みかん・小岱焼・三井グリーンランド等があります。また、造船会社等の大企業も多数存在しますが、やはり中小企業が大多数を占め、色々な業種が各地域に点在しております。



（右から）松村事務局長、三次事務局員、前田センター長、吉田担当理事

<活動状況>

近年の活動状況としましては、産業医の先生方の献身的なご協力のもと、相談窓口と個別訪問を中心に実施し、その中で昨年度は、2つの事業所からメタボリック症候群についての講演依頼があり、18年9月と19年2月に実施し好評でした。また、本年度はメンタルヘルスに関する講演依頼も来ているようです。



（窓口）吉田担当理事

その他に、去年の秋頃から登録事業所を増やす計画をスタートしており、その目標は2年間で100社増やして450社にしようというものです。現在DMや各企業を飛び込みで訪問して登録を依頼しております。実際に話してみると、まだ地域産業保健のサービスをご存知ない事業所も多く、詳しく説明すると「それなら是非。」と登録される方も居られ手ごたえを感じています。

<終わりに>

今後の取り組みとしましては、衛生管理講習会等で、有明地域産業保健センターのPR活動を行い、多くの事業所の皆様に当センターのサービスを知ってもらい、有明地域の小規模事業場の全ての労働者と事業主の皆様が、地域産保のサービスが必要な時に円滑に利用できる環境整備に貢献し、引いては、産業医のいる大企業並の健全な職場作りを通じて地域産業の発展に寄与できればと考えています。

最後に、産業医の先生方や事務局の皆様、ご協力を頂いている関係企業・行政の皆様にご感謝を申し上げます。

有明地域産業保健センター

コーディネーター 鶴田倫明

新着ビデオ・DVDのご案内

★★新着ビデオリスト★★

分類1 生活習慣病

貸出番号	タイトル	内 容	時間
1-146	ボディ・デザイン体操 メタボリック・シンドロームを予防する	運動習慣が無い、運動は苦手という人のための、少しの時間で費用をかけずに出来る運動のビデオ。	16分

分類2 メンタルヘルス

貸出番号	タイトル	内 容	時間
2-104	元気な職場をつくるメンタルヘルス2 “うつ”を考える	どうすればうつ病を予防できるか、どのような症状に気づき、対処すれば早期回復が可能なのかを考えた教材です。	24分
2-105	元気な職場をつくるメンタルヘルス2 知っておきたい！過重労働対策	なぜ過重労働対策が必要なのか、医師による面接はなにを目的にどのように行われるなどをドラマ形式で行います。	23分
2-108	みんなで取組むメンタルヘルスケアー 第1巻 あなたの家族は大丈夫？ 大切な周囲の気づき	うつ病に罹るとどんな症状がでるのか、どんなきっかけがあると罹りやすいのかなどを、事例で解説します。	20分
2-109	みんなで取組むメンタルヘルスケアー 第2巻 復帰へのステップー職場の支えー	スムーズな職場復帰と再発・再燃の防止に努めるのかを、管理監督者の目線で紹介します。	20分

分類6 安全

貸出番号	タイトル	内 容	時間
6-130	職長さんの やさしいリスクアセスメント	リスクアセスメントとは何か！危険性・有害性を特定して見積・評価し、対策・検討のしかたを解説した教材。	17分
6-131	職場巡視の効果的な進め方 ～見る巡視から考える巡思～	「職場巡視」実施上のポイントを6点に絞って解説。巡視後のリスクアセスメントを活用した事例措置まで提案。	20分

★★新着DVDリスト★★

分類1 生活習慣病

貸出番号	タイトル	内 容	時間
1-147	ボディ・デザイン体操 メタボリック・シンドロームを予防する	運動習慣が無い、運動は苦手という人のための、少しの時間で費用をかけずに出来る運動のビデオ。	16分

分類2 メンタルヘルス

貸出番号	タイトル	内 容	時間
2-106	元気な職場をつくるメンタルヘルス2 “うつ”を考える	どうすればうつ病を予防できるか、どのような症状に気づき、対処すれば早期回復が可能なのかを考えた教材です。	24分
2-107	元気な職場をつくるメンタルヘルス2 知っておきたい！過重労働対策	なぜ過重労働対策が必要なのか、医師による面接はなにを目的にどのように行われるなどをドラマ形式で行います。	23分
2-110	みんなで取組むメンタルヘルスケアー 第1巻 あなたの家族は大丈夫？	うつ病に罹るとどんな症状がでるのか、どんなきっかけがあると罹りやすいのかなどを、事例で解説します。	20分
2-110	みんなで取組むメンタルヘルスケアー 第2巻 復帰へのステップー職場の支えー	スムーズな職場復帰と再発・再燃の防止に努めるのかを、管理監督者の目線で紹介します。	20分

第38回日本職業・環境アレルギー学会総会・ 学術大会開催のご案内

メインテーマ：職業・環境アレルギーの予防と治療に対するあらたな展開

会 期：平成19年 7 月13日(金)・14日(土)

会 場：熊本県医師会館

会 長：上田 厚（熊本大学大学院医学薬学研究部環境保健医学分野 教授）

総 会：7 月14日(土) 13：00～13：30

関連行事：7 月13日(金) 9：30～11：30 編集委員会・理事会・評議員会

学術大会：一般演題

シンポジウム＊／教育講演＊／特別講演／学会長講演

学術大会プログラム

7 月13日(金)

13：00～14：00	教育講演 1	アレルギーに関するリスクマネジメント
14：00～15：00	教育講演 2	感作性評価の実験手法
15：00～17：00	一般講演	作業現場のアレルギーの本態と予防に関する研究報告

7 月14日(土)

9：00～11：00	一般講演	作業現場のアレルギーの本態と予防に関する研究報告
11：00～12：00	会長講演	職業・環境アレルギー症例収集システムの開発とデータベース構築の有用性
14：00～16：00	シンポジウム	職業・環境アレルギーの治療と予防に関する新戦略

※備考：日本職業・環境アレルギー学会は、日本アレルギー学会の関連学会に認定されております。また、すべてのプログラムについて、日医産業医認定研修会の単位認定を申請しております。

詳細は、後日お知らせします。

連絡先・事務局

〒860-8556 熊本市本荘 1－1－1

熊本大学大学院医学薬学研究部 環境保健医学分野

TEL 096-373-5106 FAX 096-373-5108

上田 厚（会長）

原田幸一（事務局長）＊ 熊本大学医学部保健学科教授

魏 長 年（副事務局長）＊

★日本職業・環境アレルギー学会事務局★

群馬大学医学部保健学科内

〒371-8514 前橋市昭和町 3－39－15

TEL 027-220-8944 FAX 027-220-8944

産業保健関係者に対する感染症対策に関する 研修会のご案内

主 催 (財)産業医学振興財団

対 象 産業医・保健師等産業保健関係者及び企業の衛生管理者・人事労務担当者等

わが国のC型肝炎の持続感染者は、150万人から200万人存在すると推定されていますが、自分自身の感染の自覚がない者が多く、感染者の中から肝硬変や肝がんへ移行するものがあると言われております。こうした状況の中、厚生労働省は、必要な普及啓発やスクリーニング検査体制の充実、高感染率集団への対応などの総合的な対策を推し進めているところです。

職場におけるウイルス肝炎対策としては、感染者がプライバシーの保護や就業上の取り扱いを含め、不当に不利益な扱いを受けることのないことはもとより、労働者が職場での健康診断など様々な機会を通じて自らの感染の状況を把握し、必要な医療や相談指導を受けることができるような機会の拡大が求められています。

他方、近年の高病原性インフルエンザ（H5N1）の世界的な流行、散発的なヒトの感染発症の継続から、次の新型インフルエンザの出現が強く懸念されています。

世界保健機構（WHO）の発表によれば、2003年11月以降の高病原性インフルエンザの患者の発生状況は、2007年3月20日現在で、発生国12か国、患者数281人（死亡者169人）となっています。

我が国では平成18年6月に「インフルエンザウイルスガイドラインフェーズ3ー」を示しており、さらに平成19年3月にフェーズ4以降について13のガイドラインを策定しております。新型インフルエンザは個人又は企業などが十分な知識と自覚を持ち自らの問題として対策を講じることが重要とされております。

このため、(財)産業医学振興財団では、以上の対策の推進を図ることを目的として、産業医、保健師等の産業保健関係者、企業の衛生管理者及び人事労務担当者を対象に、「産業保健関係者に対する感染症対策に関する研修会」を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

定 員 各会場100名程度

参加費 無料 なお、この研修会は日本医師会認定産業医制度における指定研修会として申請中です（生涯研修（専門研修）3単位）。

開催日・会場

東京会場	平成19年8月2日(木)	芝パークホテル
名古屋会場	平成19年8月30日(木)	キャッスルプラザ
大阪会場	平成19年8月9日(木)	三井アーバンホテル大阪
福岡会場	平成19年7月26日(木)	博多エクセルホテル東急

講習時間・内容

- 14：00～14：10 開講挨拶 開催地の都府県労働局
 14：10～15：40 職場におけるウイルス肝炎対策
 （－B型・C型肝炎の正しい理解と対処のために－）
 15：40～15：50 休 憩
 15：50～17：20 海外派遣労働者の感染症対策の実際
 （鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等の感染症対策の実際）

申込方法

- ◎インターネット（<http://www.zsisz.or.jp>）又はFAX（下記の申込書に必要事項を記入）
 でお申し込み下さい。
 ◎受講予定者には、各会場とも開催日の約7日前に別途「受講票」をお送りしますので、連絡
 先の住所、氏名（ふりがな）は正確にご記入下さい。

申込期限・募集定員

- ◎各会場ごとに募集定員（100名）まで各会場開催7日前を申込期限として先着順に申込受理い
 たします。なお定員に達しない場合は開催当日の会場でも受け付けますので財団までご確認
 下さい。

その他

- ◎駐車場は、ご用意出来ませんのでご注意下さい。

お申込み・お問合せ先

財団法人 産業医学振興財団 企画課
 〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル3階
 TEL 03-3584-5421 FAX 03-3584-5426

産業保健関係者に対する感染症対策に関する研修会申込書

ふりがな				
受講者氏名	性別		男・女	年齢
職 業 (○印)	医師（産業医） 人事・労務	保健師 その他	看護師	衛生管理者
連 絡 先	〒 一 住所			
	事業場名 所 属 TEL FAX			
会 場 (○印)	1 東京 8月2日	2 名古屋 8月30日	3 大阪 8月9日	4 福岡 7月26日

忘れ得ぬこと⑧



熊本県建設業協会雇用改善コンサルタント 長尾 禎 一

人生というものは、私を取り巻く環境と自己のパーソナリティーとの格闘である。環境は、全体的環境と個別的環境とがあって、全体的というのは時代の風潮や歴史的な積み重ねによって構成された環境である。例えば、戦時下の環境や高度経済成長期での環境的状况であり、これから逃れることはできない。他方、個別的というのは全体的な環境の中で、その時その時の個別的環境、例えば個人的な家庭的環境や、周囲の身近な状況における環境であり、これは変革したり、変えたり、逃れたりも出来るものである。

さて、他方のパーソナリティーであるが、これには心理学者の色々な学説があって一概にこうであると断定できるものではない。

世の中を生きてゆくにはある程度のいい加減さと、注意深さが必要であることが民間に就職して思い知らされた。

40年余り、役所で生活し、ある程度の公平さと平等を学んだ。民主主義が役所には行き渡ってきたと思っていた。

朝、早く出勤し、普段の運動不足を解消するため、部屋の拭き掃除とポットの給湯、それからゆっくりコーヒーを入れ、休憩コーナーでタバコをふかしながらのコーヒーの味は一日の仕事始めにはもってこいの安らぎとなっていた。

ところが、これが問題であったのだ。早く出勤するのはいいとして、掃除がいけなかった。女性群のバランスを崩し、憤りを買ってしまったのだ。ひとの仕事をかけてに取り上げてしまったらしい。

初めて民間に就職して、初心に還ったつもりで、謙虚にと思ったのが怪我のもとであった。そういえば私はかつて一度失敗したことがある。

行政に在職中、しっかりした若者に見合いの話をもっていったら、彼が私に言ったことを思い出した。「そんなことを考えるより、仕事を一生懸命して下さい」と。私は完全に一本とられたのである。今の若者にはとても勝てないと思った。

この若者が冷たいのではない。我々の年代が全く考えてもいなかった領域で彼らは生きているのだということが解ったのである。生活領域や思考領域が全く違っているのである。

謙虚さと、一步引き下がった姿勢も、時と場所によっては相手を傷つけてしまうことになる。

友人にこの話をしたところ「おまえが馬鹿なことをするからだ！」と一喝された。

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断受診支援助成金のご案内

深夜も頑張る
あなたが、
明日も元気で
いられるように。

人間ドックにも
ご利用できます



ご存知ですか？健康診断費の $\frac{3}{4}$ が、助成されます

仕事が一生懸命がんばれるのは、元気な身体があつてこそ。深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

支給対象者

深夜業に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時に
かかる方もふくまれます。

1 常時使用される労働者

2 自発的健康診断を受診する日前
6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上
(過去6ヶ月で合計24回以上)
深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用(消費税も含む)の
 $\frac{3}{4}$ に相当する額

上限7,500円

※自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。

※助成は、各年度につき1回に限ります。

※国の直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

編集後記

「心の労災 認定最多」との新聞の見出し、仕事上のストレスによるうつ病などの精神障害で、昨年度に労災認定を受けた人が前年度の1.6倍の205人に急増し過去最多となりました。また、このうち過労自殺者が66人であったことも厚生労働省のまとめで分かりました。急増した背景には、「仕事が原因で心の病になることがある」という認識が広がっているからではとのコメント。また、自殺者の約8割が誰にも相談していなかったとの報告もあります。皆さんも、仕事仲間様子の「異変」を感じたらちょっと声をかけてあげてみて下さい。

この4月から、当センターでお世話になることになり日々勉強の毎日です。
今後とも情報誌共々よろしくお願いいたします。

(Y.W)

県内メンタルヘルス相談機関一覧

こころが疲れたとき、気になる症状が続くときは、風邪などと同様に気軽な気持ちで相談にのってもらえる所が欲しいものです。

当センターにおいて下記のとおり相談窓口を開設していますのでお知らせします。また、この他にも県内で下記の各機関が相談の窓口を開いていますので、気軽にご利用してはいかがでしょうか。

職場における心の悩み相談窓口の概要

開設機関

熊本産業保健推進センター

熊本市花畑町1番7号（MY 熊本ビル8F）

対象者

事業主・管理職・人事労務担当者・保健師・看護師・衛生管理者・産業保健スタッフ・労働者等

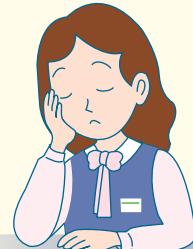
相談内容

部下の職場に起因する悩みごと。
労働者本人の職場に起因する悩みごと等。

相談方法

- ・面談※
- ・TEL 096-353-5480※
- ・FAX 096-359-6506
- ・メールアドレス sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp

※（ただし、面談、TELは第1月曜日、第1・3水曜日、第2・4木曜日の午後2～4時）



- 従業員50人未満で産業医の選任義務のない事業場は、次の機関もご利用ください。

地域産業保健センター	
熊本地域産業保健センター	〒860-0811 熊本市本荘5-15-12（熊本市医師会ヘルスケアセンター内） TEL 096-366-2711
八代水俣地域産業保健センター	〒866-0074 八代市平山新町字中道4453-2（八代市医師会内） TEL 0965-39-9531
有明地域産業保健センター	〒865-0005 玉名市玉名2186（玉名郡市医師会内） TEL 0968-72-3050
人吉球磨地域産業保健センター	〒868-0037 人吉市南泉田町72-2（人吉市医師会内） TEL 0966-22-3059
天草地域産業保健センター	〒863-0046 天草市亀場町食場1181-1（天草地域健診センター内） TEL 0969-25-1236
菊池鹿本地域産業保健センター	〒861-1331 菊池市隈府堀の内764-1（菊池郡市医師会内） TEL 0968-23-1210
阿蘇地域産業保健センター	〒869-2225 阿蘇市黒川1178（阿蘇郡医師会内） TEL 0967-34-1177

- 熊本こころの電話 096(356)0110

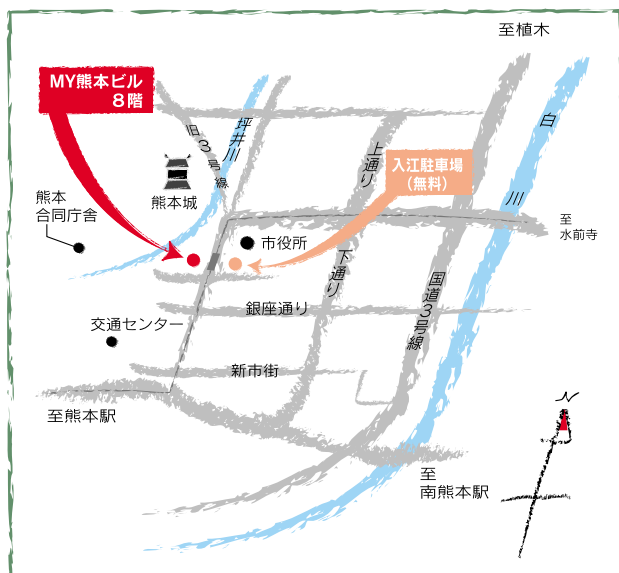
- 熊本いのちの電話 096(353)4343

- 精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターです。

熊本県精神保健福祉センター	熊本市水道町9-16 ☎096-356-3629
---------------	--------------------------

- 地域における精神保健福祉に関する相談窓口です。

熊本県宇城保健所	宇城市松橋町久具400-1 ☎0964-32-1147
有明保健所	玉名市岩崎1004-1 ☎0968-72-2184
山鹿保健所	山鹿市山鹿465-2 ☎0968-44-4121
菊池保健所	菊池市隈府1272-10 ☎0968-25-4155
阿蘇保健所	阿蘇市内牧1204 ☎0967-32-0535
御船保健所	上益城郡御船町辺田見400 ☎096-282-0016
八代保健所	八代市西片町1660 ☎0965-32-6121
水俣保健所	水俣市八幡町2-2-13 ☎0966-63-4104
人吉保健所	人吉市寺町12-1 ☎0966-22-3107
天草保健所	天草市今釜新町3530 ☎0969-23-0172
熊本中央保健福祉センター	熊本市九品寺1-13-16 ☎096-364-3113
西保健福祉センター	熊本市新町2-4-27 ☎096-354-1201
東保健福祉センター	熊本市錦ヶ丘1-1 ☎096-365-3000
北保健福祉センター	熊本市清水本町16-10 ☎096-345-2175
南保健福祉センター	熊本市平成1-10-8 ☎096-355-4111



駐車場・交通のご案内

- 車でお越しの方は、入江駐車場（無料）をご利用ください。
- 市電市役所前下車徒歩1分、交通センターより徒歩5分

ご利用いただける日時

- 当センターの休日を除く毎日……午前9時～午後5時

- 当センターの休日……毎土・日曜日、国民の祝日、年末・年始

※なお、事業内容その他の詳細につきましては、下記にお問合わせください。

お問い合わせは



独立行政法人 労働者健康福祉機構

熊本産業保健推進センター

〒860-0806 熊本市花畑町1番7号 MY熊本ビル8階

TEL 096-353-5480

FAX 096-359-6506

ホームページ <http://www.kumamoto-sanpo.jp/>

電子メール sanpo43@mvd.biglobe.ne.jp